

瑞穂第84号
令和6年9月4日

瑞穂市議会議長

庄田 昭人 様

瑞穂市長 森 和



議案の訂正について

令和6年9月2日に提出した議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてについては、次の理由により別紙のとおり一部を訂正したいので、瑞穂市議会会議規則（平成15年瑞穂市議会規則第1号）第18条の規定により提出します。

件 名：議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

理 由：提出した議案における条例の改正内容について、改正内容の追加をお願いしたく訂正するもの。

議案第４９号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する訂正について

議案第４９号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の一部を次のとおり訂正する。

第６条第２項の改正規定中「「項注８」」を「「項注４」を「項注６」に、
「項注８」」に改める。

附則第１項に次のただし書を加える。

ただし、第６条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する訂正新旧対照表

訂正後（案）	訂正前
第6条第2項中「項注4」を「項注6」に、「項注8」を「項注11」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。<u>ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</u> 2 略	第6条第2項中_____「項注8」を「項注11」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。_____ _____ 2 略